



# 社協だより

2017

No.83

平成29年7月15日

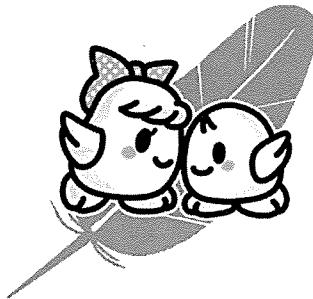
(発行所) 奈井江町社会福祉協議会 (電話65-6066番 FAX65-6067番)



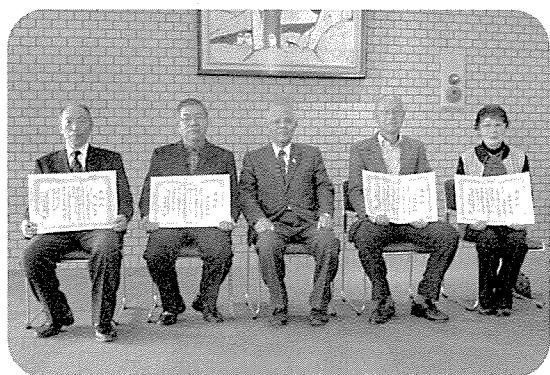
去る3月28日社協評議員会が開催され、平成29年度の事業計画・予算等が可決されました。

また、この日は社会福祉事業の高揚に寄与された方に対し、東藤勲会長より感謝状が贈呈されました。

さらに、5月11日の評議員会では、平成28年度の事業報告・決算報告について承認されました。



※“社協だより”は赤い羽根共同募金の助成を受けて発行します。



平成28年度社会福祉協議会顕彰規程に基づく、感謝状・表彰状の受賞者のみなさまです。

☆感謝状受賞者

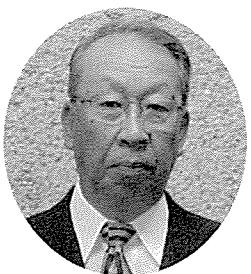
北町1区 藤江正司様  
本町6区 齊藤和恵様  
本町9区 川端精朔様

☆表彰状受賞者

白山3区 林博六様

ごめんなさい。  
ごめんなさい。

平成28年社会福祉法改正による社会福祉協議会定款の変更に伴い、本年度より役員・評議員の任期が変更となつたため、5月11日の評議員会終了後の理事会において役員改選があり、二口敏次郎会長と大槻哲行副会長が新たに就任され、橋本ミ工副会長が再任されました。



## 就任の挨拶

奈井江町社会福祉協議会

会長 二 口 敏次郎

皆様には、平素より社会福祉協議会の活動に、深いご理解とご支援を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会理事の改選期に伴い、5月11日開催の理事会に於いて、この度会長職に推举を賜りました。素より浅学非才の凡人には、身の丈を超える重責に身の引き締まる思いであります。

昨今の少子・高齢化社会の中にある地域社会にあって、多種多様な福祉課題があり、その一つひとつの課題が重層化・複雑化しております。

それが故に、「住み慣れた地域で、自分らしさを失わず、誰もが安心して暮らし続ける事ができるまちづくり」を目指すにあたり、社会福祉協議会がこれらの山積みする諸課題に如何に応え、支援を実践でき得るか「地域福祉の推進」の真価が問われていることを肝に銘じ、町民の皆さんのご協力とご理解をいただきながら頑張って参りたいと思います。

最後になりましたが、前会長に倍したご支援をお願い申し上げるとともに、町民の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、会長就任の挨拶といたします。



## 退任の挨拶

奈井江町社会福祉協議会

前会長 東 藤 勲

町民の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、社会福祉法改正による社会福祉協議会の定款変更に伴う役員等の改選によりまして、退任することといたしました。平成24年6月から平成29年5月迄の3期5年間の就任でしたが、その間、大過なく任務を終えることができましたが、これもひとえに町民の皆様方のご支援・ご協力あつてのことと心より感謝しております。

在任中は、葬祭壇貸出事業の新設や社会福祉法人制度改革への対応、また、介護保険制度改革に伴う新事業に町行政と共に取り組むなど、社会福祉協議会の役割がますます重要な位置づけへと変わつてきました。

これからは、新体制のもとに、「心が通い合い、安心して生活できる健康と福祉のまちづくり」を目指し、関係機関や団体等と連携しながら、地域福祉の向上と発展へより一層努めていただくことを念願し、退任の挨拶といたします。

**◆平成29年度 奈井江町社会福祉協議会の理事、監事、評議員の方々です◆**

役 員 理 事					
団 体 名	役 職	氏 名	団 体 名	役 職	氏 名
本 町 連 合 区	会 長	二 口 敏 次 郎	白 山 連 合 区	理 事	林 博 六
民 生 児 童 委 員 協 議 会	副 会 長	大 櫛 哲 行	巖 島・宮 村 連 合 区	〃	松 田 幸 司
女 性 団 体	副 会 長	橋 本 ミ エ	茶 志 内 連 合 区	〃	鈴 木 勉
役 場 お も い や り 課	常 務 理 事	松 本 正 志	高 島 連 合 区	〃	仲 丸 茂 廣
町 議 会	理 事	森 山 務	向 ケ 丘 連 合 区	〃	石 川 紀 子
北 町 連 合 区	〃	西 田 哲 示	福 祉 施 設	〃	川 端 精 朔
南 町 連 合 区	〃	南 修	女 性 团 体	〃	梅 本 てる 子
東 町 連 合 区	〃	清 水 英 一	ボ ラン テ イ ア 活 動 連 絡 協 議 会	〃	小 谷 博 之
瑞 穂 連 合 区	〃	堀 利 幸		監 事	堀 則 文
大 和 連 合 区	〃	桑 島 雅 売		〃	中 野 忠 雄

評 議 員					
団 体 名	氏 名	団 体 名	氏 名		
北 町 連 合 区	北 田 武 良	奈 井 江 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	辻 脇 貴 雄		
	渡 邊 忠 行	奈 井 江 町 身 障 福 祉 協 会	長 屋 高 史		
	佐 藤 順 治	奈 井 江 遺 族 親 交 会	小 島 昭 則		
本 町 連 合 区	井 戸 博 勝	奈 井 江 母 子 会	本 山 淑 子		
	矢 野 佳 子	民 生 児 童 委 員 協 議 会	小 林 広 幸		
	上 嶋 幸 子	奈 井 江 町 赤 十 字 奉 仕 団	大 道 京 子		
南 町 連 合 区	高 橋 健 三	奈 井 江 町 ラ イ オ ナ ズ ク ラ ブ	山 村 祐 一		
	松 本 成 生	保 護 司 会 奈 井 江 分 会	北 山 武 史		
	川 端 政 行	商 工 会 青 年 部	石 川 正 平		
東 町 連 合 区	南 部 勇 三	奈 井 江 地 区 連 合	田 中 秀 樹		
	嶋 守 強	農 民 協 議 会	笹 木 謙 一 郎		
	鹿 野 時 雄	ボ ラン テ イ ア 活 動 連 絡 協 議 会	澤 田 千 恵 子		
瑞 穂 連 合 区	鈴 木 義 三	奈 井 江 町 交 通 安 全 協 会	尾 崎 明		
高 島 連 合 区	渡 部 広 幸	奈 井 江 町 衛 生 協 力 会	笹 木 正 男		
白 山 連 合 区	北 準 一	奈 井 江 町 商 工 会	永 井 啓 布		
向 ケ 丘 連 合 区	渡 辺 俊 彦	町 女 性 团 体 連 絡 協 議 会	加 藤 波 留 美		
宮 村 連 合 区	鈴 木 良 子	社 会 教 育 委 員 会	田 澤 康 史		
巖 島 連 合 区	横 井 清 光	子 供 会 育 成 連 絡 協 議 会	久 保 田 政 夫		
茶 志 内 連 合 区	中 易 昭 一	社 会 福 祉 施 設	須 崎 正 寿		
大 和 連 合 区	堀 忠 史	更 生 保 護 女 性 会	笹 木 利 津 子		

**社会福祉法改正による社会福祉協議会定款の変更の主な改正点**

①理事（事務事業執行機関）

- ・定数を「18名」から『6名～18名』としました。※理事数の下限(6名)が新たに定められましたが、定数は従前と同じ18名。
- ・任期を「6月1日～翌々年5月31日迄」から『5月定時評議員会』の開催日を境とした2年に変わりました。※年数は同じ。

②監事（事務事業、会計の監査）

- ・役員として、理事会に出席して活動について述べる、議事録の署名の義務、評議員選任・解任委員として必置委員。
- ・任期を「6月1日～翌々年5月31日迄」から『5月定時評議員会』の開催日を境とした2年に変わりました。※理事と同じ。

③評議員（事務事業の決議機関）

- ・定数は理事数以上であることから『7名～40名』としました。※理事同様、下限が定められましたが、定数は従前と同じ40名。
- ・任期を「5月1日～翌々年4月30日迄」の2年から『5月定時評議員会』の開催日を境とした4年に変わりました。

※定款変更後の初回の改選については、本年4月1日から約4年間としております。

④評議員選任・解任委員会の新設

- ・外部委員(石川健吾氏)、堀則文監事、法人職員(末吉事務局長)の3人の構成員を理事会(3/16)で選任し、理事会で推薦した40人の新評議員の承認(3/24)をいただきました。
- ・任期は『5月定時評議員会』の開催日を境とした2年間。

## 平成29年度奈井江町社会福祉協議会事業計画

# 基本方針

少子高齢社会が一層進行し、それに伴う核家族化が更に進んでいます。また、住民生活の態様も複雑になり、地域社会への家族の関わり方も変化しています。これらの状況の下、住民のニーズや課題も多様化し、ひきこもりや孤独死などは、地域の将来に不安を感じさせるなど、様々な社会的課題は深刻の度合いを増しています。

こうした中で、「住み慣れた地域で、自分らしさを失わず、誰もが安心して暮らし続ける事が出来るまちづくり」を目指すにあたり、社会福祉協議会はそれらを実現するための推進役として、大きく期待されています。

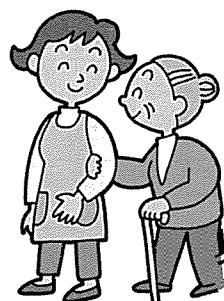
社会福祉協議会では、地域福祉、在宅福祉を中心に、高齢者、障害者等をはじめとした町民の福祉向上や、これらに関する事業を推進します。そのために、町と連携を密にし、行政区や民生委員、ボランティア団体等の協力の下、地域の「ふれあい」を大切にした住民参加による福祉活動の充実を図ります。これらの活動を通じ「心が通い合い、安心して生活出来る健康と福祉のまちづくり」を目指し、各種事業を開展します。

また、祭壇の貸出事業については、葬儀費用の軽減と地元で葬祭を執り行うことのできる有利性や利便性等を、町民の皆さんに更に広くご理解頂きながら、その推進を図ります。

## 重点目標

### ○小地域ネットワーク活動の推進

支え愛条例が制定されたことにより、みんなで情報を共有し、地域において日頃からの声かけなどの支え合い活動や、災害時には支援活動を行うなど、住民同士の繋がりを更に深めて行くことが大切です。そのため、生活支援コーディネーターの機能を活かし、独居老人等を中心とした要援護者のニーズを把握し、町民が安心して暮らすことが出来る連絡網としての各区長、民生委員、福祉推進委員等の協力の下、これらの組織を中心とした地域住民による「たすけあいチーム」の活動を更に支援します。また、町から委託を受けています「救急医療情報キット」の普及を、関係機関と協力しながら継続します。



### ○在宅老人給食サービス事業の充実

高齢者の健康維持と安否の確認のため、栄養士による健康増進に配慮した献立により、利用者の要望を取り入れながら、週2回の配食サービスを実施し、事業の一層の充実を図ります。



### ○高齢者等の生きがい対策の推進

高齢者自らが積極的に社会参加し、生き生きとして暮らせる環境づくりや就労機会の確保のため、シルバーセンターの会員募集や活動PRの充実を図り、軽作業や家事援助などを通じて、高齢者の生きがい対策としての事業を推進します。

## 平成29年度社会福祉協議会予算書

### 1. 法人運営事業

(収入の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
社会福祉協議会事業収入	15,837	
在宅老人給食サービス事業収入	624	在宅給食サービス個人負担金
補助金事業収入	7,031	町補助金
受託事業収入	8,085	町受託金
その他の事業収入	97	道社協助成金
会費収入	1,282	特別・賛助(一般・団体)
経常経費寄付金収入	1,790	一般福祉活動寄附金
受取利息配当金収入	4	預金利息
その他の収入	3,326	
共同募金配分金収入	1,541	一般募金配分金、歳末たすけあい配分金
雑収入	1,785	社会保険個人負担金 他
事業区分間長期貸付金回収収入	227	公益事業貸付金償還金
サービス区分間繰入金収入	990	サービス区分間繰入金
前期末支払資金残高	3,876	前年度繰越額
計	27,332	

(支出の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
人件費支出	14,895	職員給与、社会保険料
事業費支出	5,342	小地域ネットワーク事業他 各種事業費
事務費支出	2,126	事務費、費用弁償・出張旅費 他
その他の支出	1,541	
共同募金配分金支出	1,541	一般募金、歳末たすけあい配分金事業費
サービス区分間繰入金支出	990	サービス区分間繰出金
予備費	209	予備費
計	25,103	

### 2. 公益事業

(収入の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
社会福祉協議会事業収入	258	葬祭壇貸出料
受取利息配当金収入	1	預金利息
前期末支払資金残高	1	前年度繰越額
計	260	

(支出の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
事業費支出	30	事業費
事務費支出	1	手数料
事業区分間長期借入金返済支出	227	法人運営事業会計償還金
予備費	1	予備費
計	259	

## ～計画の主な内容～

### 1. 地域福祉活動の推進

- (1) 小地域ネットワーク活動の推進
- (2) 産業まつり協賛によるふれあい広場の開催
- (3) 共同募金運動、日赤社員募集の推進
- (4) 在宅老人給食サービス事業の推進
- (5) 在宅福祉サービスの研究及び事業の推進
- (6) 役員及び職員の各種研修会等への積極的な参加
- (7) 地域福祉権利擁護事業への協力
- (8) 救急医療情報キットの普及活動

### 2. ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアスクール及び研修会の開催
- (2) 学童ボランティア活動の協力援助
- (3) ボランティア活動の育成及び協力
- (4) ボランティア事業の普及・啓発
- (5) ボランティアセンターの機能の充実・強化
- (6) シルバーセンター事業の推進

### 3. しあわせを高める運動の推進

- (1) 生活福祉資金貸付償還事業の推進
- (2) 低所得世帯などの援助
- (3) 歳末助け合い運動の推進
- (4) 社会を明るくする運動の推進
- (5) 心配ごと相談活動の推進  
(毎月第1・第3水曜日、無料弁護士相談～年2回)

### 4. 葬祭壇貸出事業の推進

- (1) 葬祭の町内開催運動の推進
- (2) 生活改善推進運動の実践活動



## 平成28年度奈井江町社会福祉協議会

# 事業報告・収支決算報告について

### 事業方針に基づき実施した主な事業の概要

#### 1. 地域福祉活動の推進

##### ◆小地域ネットワーク活動の推進

各地区たすけあいチームによる独居老人等の生活弱者の援護を目的とした定期的な訪問・声かけ・レクリエーション・交流会等の活動の実施

研修会の開催(7/22)・・・事業に係る学習、各チーム間の情報交換等の実施

##### ◆ふれあい広場開催 ※荒天のため中止

##### ◆在宅老人給食サービス事業の実施

週2回(火・金)の昼食の配食サービスの実施

##### ◆共同募金運動・日赤社員増強運動の実施

共同募金～実績額 1,124,550円

日赤社資～実績額 747,150円



(小地域ネットワーク事業研修会)

##### ◆地域福祉権利擁護事業の推進(道社協事業)

生活支援員の協力のもと意思決定能力の不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助・金銭管理の援助等により自立生活を支援

#### 2. ボランティア活動の推進

##### ◆赤十字安全法講習会開催(9/29)

美唄市救急法赤十字奉仕団の近藤理恵氏と近藤孝利氏を講師に招き、講習会では、災害等で町民が傷病者を発見した際に行うことのできる救命処置の方法の講義と心肺蘇生、AEDを用いた除細動の実技が行われました。(20名参加)



(赤十字安全法講習会)

##### ◆ボランティアスクール開催(2/17)

北海道総合福祉研究センターの池田ひろみ事務局長を講師に招き、「地域における支え合い」をテーマに『ひとり暮らしと孤立の違い』や『孤立させないために地域での支え合いの必要性』などの講習会を開催し、小地域ネットワーク、各ボランティア団体が参加されました。(30名参加)



(ボランティアスクール)

##### ◆ボランティア事業の普及・啓発等

ボランティアニュース発行(年2回)

学童ボランティア活動等への育成および協力援助(補助金助成)

##### ◆シルバーセンター事業について

会員数の強化、家事援助サービスや草刈除草、除雪業務等の作業を実施(受注件数1,603件)



(歳末チャリティ演芸大会)

#### 3. しあわせを高める運動の推進

##### ◆心配ごと相談

民生委員による相談会(毎月第1水曜日)

弁護士相談会の実施(中空知法律センター:毎月第3水曜日)

”(札幌弁護士会:7月26日、11月30日)



(葬祭壇貸出事業)

##### ◆低所得者世帯等への援助

##### ◆生活福祉資金貸付償還事業の推進

##### ◆社会を明るくする運動

保護司会、各関係団体協力による街頭啓発・車両パレードの実施

##### ◆歳末たすけあい運動

歳末たすけあい募金～実績額 791,646円

歳末チャリティバザー・演芸大会

#### 4. 葬祭壇貸出事業の推進

交流プラザみなづるにおいて、生活改善推進運動の一つとして葬祭壇の貸出事業を実施し、52件の利用がありました。

## ～社会福祉協議会の財務等に関する情報～

### 貸借対照表

#### 1. 法人運営事業

(単位:千円)

資産の部				負債・純資産の部			
科 目	H28年3月末 金額	H29年3月末 金額	増 減	科 目	H28年3月末 金額	H29年3月末 金額	増 減
I. 流動資産	7,424	6,446	▲ 978	I. 流動負債	10	10	0
1. 現金	10	10	0	1. 預り金	10	10	0
2. 預貯金	2,531	2,997	466	II. 固定負債	500	500	0
3. 短期貸付金	513	448	▲ 65	1. 長期運営資金借入金	500	500	0
4. 未収金	3,000	1,900	▲ 1,100	負債の部合計	510	510	0
5. 会計単位外貸付金	1,370	1,091	▲ 279	1. 基本金	1,000	1,000	0
II. 固定資産	20,290	20,290	0	2. その他の積立金	19,290	19,290	0
1. 基本財産	1,000	1,000	0	①他の積立預金	19,290	19,290	0
①基本財産特定預金	1,000	1,000	0	3. 次期繰越活動収支差額	6,914	5,936	▲ 978
2. その他の固定資産	19,290	19,290	0	純資産の部合計	27,204	26,226	▲ 978
①車両運搬具	0	0	0	負債・純資産合計	27,714	26,736	▲ 978
②その他の積立預金	19,290	19,290	0				
資産の部合計	27,714	26,736	▲ 978				

#### 2. 公益事業

(単位:千円)

資産の部				負債・純資産の部			
科 目	H28年3月末 金額	H29年3月末 金額	増 減	科 目	H28年3月末 金額	H29年3月末 金額	増 減
I. 流動資産	1	1	0	I. 流動負債	0	0	0
1. 預貯金	1	1	0	II. 固定負債	1,370	1,091	▲ 279
II. 固定資産	1,370	1,091	▲ 279	1. 長期運営資金借入金	1,370	1,091	▲ 279
1. その他の固定資産	1,370	1,091	▲ 279	負債の部合計	1,370	1,091	▲ 279
①器具及び備品	1,370	1,091	▲ 279	1. 次期繰越活動収支差額	1	1	0
資産の部合計	1,371	1,092	▲ 279	純資産の部合計	1	1	0
				負債・純資産合計	1,371	1,092	▲ 279

〔法人合算〕

### 財産目録

(単位:円)

科 目	金 額		
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	10,000		
預貯金	2,996,980		
未収金	1,900,486		
短期貸付金	448,000		
事業区分貸付金	1,091,000		
流動資産合計	6,446,466		
2. 固定資産			
(1) 基本財産	1,000,000		
基本財産合計	1,000,000		
(2) その他の固定資産			
その他の固定資産	19,290,000		
その他の固定資産合計	19,290,000		
固定資産合計		20,290,000	
資産合計		26,736,466	
II. 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	10,000	10,000	
2. 固定負債			
長期運営資金借入金	500,000	500,000	
固定負債合計		500,000	
負債合計		510,000	
差引純資産		26,226,466	

### 平成28年度会計監査報告

平成28年度奈井江町社会福祉協議会の各会計について、奈井江町社会福祉協議会定款第38条の規定により四半期監査、決算監査が行われ、平成29年5月11日評議員会で承認されました。
1. 実施日
①平成28年7月27日(四半期監査) ②平成28年10月27日(四半期監査) ③平成29年1月27日(四半期監査) ④平成29年4月14日(四半期監査、決算監査)
2. 監査内容
①予算執行の適否状況 ②補助金、助成金その他の決算状況 ③現金出納簿、預金残額の確認 ④財産目録、貸借対照表、収支計算書、その他関係書類
3. 監査結果(監査意見等)
諸帳簿、預貯金通帳、その他証拠書類を監査した結果、適正に処理されており、相違ないことを認める。

## 平成28年度社会福祉協議会決算報告書

### 1. 法人運営事業

(収入の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
社会福祉協議会事業収入	10,078	
在宅老人給食サービス事業収入	595	在宅給食サービス個人負担金
補助金事業収入	5,295	町補助金
受託事業収入	4,085	町受託金
その他の事業収入	103	道社協助成金
会費収入	1,294	特別・賛助(一般・団体)
経常経費寄付金収入	1,973	一般福祉活動寄附金
受取利息配当金収入	131	預金利息
貸付事業収入	560	生活資金貸付償還金
その他の収入	2,875	
共同募金配分金収入	1,523	一般募金配分金、歳末たすけあい配分金
雑収入	1,352	社会保険個人負担金 他
事業区分間長期貸付金回収収入	279	公益事業貸付金償還金
サービス区分間繰入金収入	721	経理間繰入金
前期末支払資金残高	5,531	前年度繰越額
計	23,442	

(支出の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
人件費支出	6,177	職員給与、社会保険料
事業費支出	8,318	小地域ネットワーク事業他 各種事業費
事務費支出	1,312	事務費、費用弁償・出張旅費 他
貸付事業支出	495	生活資金貸付金
その他の支出	1,523	
共同募金配分金支出	1,523	一般募金、歳末たすけあい配分金事業費
サービス区分間繰入金支出	721	経理間繰出金
予備費	0	予備費
計	18,546	

当 期 末 収 支 差 額 4,896

### 2. 公益事業

(収入の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
社会福祉協議会事業収入	280	葬祭壇貸出料
受取利息配当金収入	0	預金利息
前期末支払資金残高	1	前年度繰越額
計	281	

(支出の部)

(単位:千円)

科 目	金 額	説 明
事業費支出	1	事業費
事務費支出	0	事務費
事業区分間長期借入金返済支出	279	法人運営事業会計償還金
予備費	0	予備費
計	280	

当 期 末 収 支 差 額 1



(子ども見守り街頭啓発)

## 日赤の社資にご協力を

日本赤十字社奈井江分区では、赤十字活動のため、皆様からの社資のご協力をお願いしています。

- ・平成29年度奈井江分区社資目標額 661,500円
- ・平成28年度奈井江分区社資実績額 747,150円



【社資って何?】

日本赤十字社では、皆様からご協力いただいている事業資金を社資といいます。

【何に使われるの?】

災害救護・国際人道支援・献血事業・看護師の育成・赤十字奉仕団活動・青少年赤十字活動・救急法講習会などの赤十字事業に使われます。



(日赤奉仕団 布切り奉仕作業)

【社資のお願い】

各地区の日赤協賛委員が社資のお願いに参りますので、今年も多数の町民の皆様にご理解とご協力お願いします。

**「たすけあいチーム」活動中****～小地域ネットワーク事業～**

独居高齢者や身体障害者等、生活弱者を地域住民で支えあい、ひとりの不幸も見逃さない明るい社会をつくるため、社協では平成11年度より小地域ネットワーク事業の一環としてたすけあいチームの設立を推進し、また活動費については町と社協から補助をして実施しております。

各地区的「たすけあいチーム」が地域での見守り・安否確認等の訪問事業、会食会やレクリエーション等の交流事業、草刈、除雪奉仕等の活動を行っております。

この活動は、地域福祉の大きな要となり、今後一層の活発化が期待されています。町民の皆様のご理解をいただきながら、全町でチーム結成をめざしてまいりますので、この事業の推進にご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

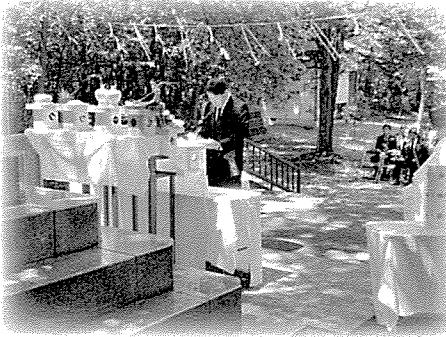
**平成29年度 小地域ネットワーク推進事業「たすけあいチーム」登録名簿**

平成29年6月30日現在

番号	地 区	代 表 者	たすけあいチームの名称	地区戸数
1	北 町 1 区	藤 江 正 司	北町1区ふれあい会	45戸
2	北 町 2 区	川 口 進	北町2区たすけあいネットワーク	56戸
3	北 町 3 区	稻 垣 義 則	北町3区たすけあいネットワーク	74戸
4	北 町 4 区	小 山 敏 雄	北町4区たすけあいチーム	124戸
5	北 町 5 区	小 野 昇	北町5区ふれあいチーム	124戸
6	本 町 2 区	市 村 洋 勝	安(心)安(全)の会	19戸
7	本 町 4 区	小 澤 克 則	本町4区ふれあい会	55戸
8	本 町 5 区	小 林 仁	本町5区ふれあい会	73戸
9	本 町 6 区	石 塚 俊 也	本町6区たすけあいチーム	51戸
10	本 町 7 区	松 本 良 正	本町7区ふれあい会	19戸
11	東 町 1 区	眞 田 和 彌	スズランふれあいの会	43戸
12	東 町 2 区	山 田 新 宣	東町2区ふれあいチーム	22戸
13	東 町 3 区	工 藤 政 勝	助合い、ふれあいの会	6戸
14	東 町 4 区	船 橋 利 幸	東町4区“ふれあい運動”	50戸
15	東 町 5 区	小 笠 原 外 吉	東町5区たすけあいチーム	45戸
16	東 町 6 区	久 保 田 政 夫	寿おもいやりチーム	125戸
17	東 町 7 区	岡 田 順 子	東町7区たすけあいチーム	106戸
18	南 町 1 区	沖 野 順 一	南町1区たすけあいチーム	60戸
19	南 町 2 区 甲	橋 爪 千 秋	南町2区甲おもいやりチーム	24戸
20	南 町 3 区	鈴 木 孝 恵	3区ふれあいネット	60戸
21	南 町 4 区	小 島 達 弥	南町4区「となり組」	45戸
22	南 町 6 区	佐 山 義 勝	南町6区たすけあいチーム	89戸
23	瑞 穂 連 合 区	小 林 昌 史	瑞穂ふれあいチーム	45戸
24	大 和 連 合 区	堀 勤	大和ふれあい会	67戸
25	白 山 連 合 区	笹 木 正 男	白山ふれあいチーム	30戸
26	巣 島 連 合 区	千 徳 信 行	いつくしまふれあいネット	21戸
27	茶 志 内 1・2・2甲・2乙	菊 地 剛	茶志内第1助け合いチーム	40戸
28	茶 志 内 3・4・6 区	小 谷 博 之	茶志内第2たすけあいチーム	30戸
29	茶 志 内 7・8・9 区	大 矢 雅 史	茶志内第3助け合いチーム	32戸
30	高 島 連 合 区	中 野 忠 雄	高島ふれあいネットワーク	40戸
31	向 ケ 丘 連 合 区	石 川 紀 子	向ヶ丘たすけあいチーム	50戸
計				1,670戸

# 先祖の御靈安らかに

## ～郷土発展物故者慰靈祭



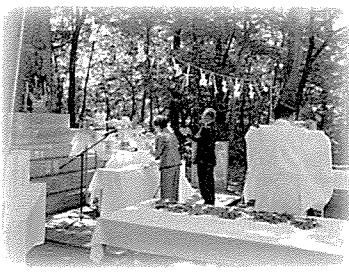
6月13日（火）奈井江神社において、郷土発展物故者慰靈祭が開催されました。

この慰靈祭は、戦没者、町草分功労者、職業従事中に殉職された方々に対し行われた方々に對し行われ

るもので、当日は遺族の方々や、町内各企業、団体の代表者など多数の方々が参列されました。

慰靈祭中、北町長が祭

詞の中で「幾多の労苦を重ね、今日を築いていただき感謝と、町民参加による努力のまちづくりの実現に努める」と、哀悼の辞を捧げながら奈井江町の発展を力強く誓いました。



# 草刈り奉仕作業、忠魂碑清掃作業実施

## ～老人クラブ連合会、奈井江遺族親交會

郷土発展物故者慰靈祭を間近に控えた6月5日、町老人クラブ連合会（会長 小田桐實氏）会員約50名により奈井江神社の草刈り、樹木の剪定が実施されました。当日は早朝より約1時間30分にわたり作業が行われ、会員の

皆さんは額に汗しながら慣れた手つきでみる見るきれいに草が刈られました。

また10日には、遺族親交會（会長小島昭則氏）の会員5名により忠魂碑の清掃が行われました。

毎年のご協力ありがとうございました。



# 社協会費について

## ～会員の皆さんに

感謝いたします。～

町民の皆さんには、社会福祉協議会に対しまして、ご協力とご支援を頂き、役職員一同心より感謝申し上げます。社会福祉協議会の

会費制度につきましては、連合区長、区長、福祉推進委員を中心として、広く町民の皆様のご理解のもと、温かく心の通いあう福祉の町づくり推進のため平成元年度より一世帯当たり500円の会費を集めさせていただいております。

会費は、社協の自主財源として皆さまの福祉ニーズに対し高齢化少子化社会に向けての在宅給食サービスや老人クラブ、身障福祉協会、母子会・子供会などの福祉団体の援助や各ボランティアの育成、その他社協が行なう各事業に幅広く有効に活用させて頂きますので、今後共社協に対するご理解、ご協力をお願ひいたし



# 社会を明るくする運動始まる

## ◆統一標語

「犯罪や非行を防止し、  
立ち直りを支える地域のチカラ」

## ◆行動目標

「犯罪や非行のない安全・安心な  
地域社会を築くための取組を進めよう」  
「犯罪や非行をした人たちの  
立ち直りを支えよう」



(実行委員会)



(学校訪問)

(街頭啓発)

今年も7月1日より1ヶ月間にわたり、「社会を明るくする運動」が展開されています。

この運動は毎年開催されるもので、罪を犯した人や非行に陥った青少年の更正に対しての理解と、犯罪・非行の防止に努め、地域住民全員が協力しあって明るい社会を築くための運動です。

砂川警察署管内では、各構成市町において街頭啓発の予定と、奈井江町独自で学校訪問と車両パレードを予定しています。昨今凶悪な犯罪が多発していますが、皆様のご協力をいただき、明るく住みよいまちづくりのためご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

## 心温まるご厚志に感謝申し上げます。

たくさんの方々より温かい善意が社協に寄せられました。  
地域福祉増進のため有効に活用させていただきます。

平成28年12月26日より平成29年7月5日まで(敬称は略させていただきます。)



住 所	氏 名	金 額	内 容
本 町 9 区	川 端 精 朔	100,000	香典返し(妻:川端恵子氏死去)
北 町 5 区	谷 口 良 夫	30,000	香典返し(妻:谷口玲子氏死去)
東 町 7 区	露 木 芳 美	50,000	社会福祉事業へ
北 町 1 区	藤 江 正 司	200,000	香典返し(妻の母:藤江ミサ子氏死去)
本 町 5 区	奈井江の地酒を楽しむ会 代表 杉 本 修	9,000	社会福祉事業へ
南 町 6 区	小 浜 千鶴子	20,000	香典返し(母:井口久江氏死去)
札 幌 市	小 笠 原 誠	20,000	香典返し(母:小笠原ケウ氏死去)
本 町 4 区	造 田 照 子	30,000	香典返し(夫:造田博之氏死去)
瑞 穂 4 区	萬 アヤ子	30,000	香典返し(夫:萬敏氏死去)
宮 村 1 区	石 丸 洋 子	50,000	香典返し(夫:石丸彰氏死去)
大 和 1 区	杉 森 慶 子	100,000	香典返し(夫:杉森貞治氏死去)

## 『在宅老人給食サービス』を 知っていますか？

奈井江町に居住する独居高齢者（概ね65歳以上）や高齢者世帯の方が日常の生活に著しく困難をきたしている場合、給食サービスを受けることができます。

週2回（火曜日・金曜日の昼食）

※12月31日～1月5日を除く

負担金 1食300円

【給食サービスの献立の一例】  
ご飯、みそ汁、ふきの炒り煮、  
鶏肉のから揚げ、キャベツの  
サラダ



## 赤十字安全法講習会の開催

災害が高齢者に及ぼす影響、気をつけたい病気や症状、知って役立つ知識や技術などの講習会を開催します。

日 時 平成29年9月28日（木）  
14:00～

会 場 文化ホール交流談話室

定 員 30名程度

参加費 無料

申込先 社会福祉協議会

☎ 65-6066



## 心配ごと相談所を開設しております。



普段の生活の中で、心配ごと、悩みごとなどありませんか？

社協では、皆さんの相談相手になるため、民生委員や中空知法律相談センター（滝川市）の弁護士による毎月相談、また、札幌弁護士会の弁護士による年2回（7月、11月）の心配ごと相談所を開設しています。困ったことがあつたらお気軽にご利用ください。

### 相談員・相談日

#### 【民生委員相談】

毎月第1水曜日の午前9時から正午まで

#### 【弁護士相談】

- ・中空知法律相談センター

毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分まで

- ・札幌弁護士会

第1回 7月27日(火)午後1時から3時30分まで

第2回 11月29日(水)午後1時から3時30分まで



### 場 所 奈井江町文化ホール

※費用は無料です。また相談内容については秘密を厳守いたします。

### 心配ごと相談日カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29年1月	2月	3月
民生委員 午前9時～正午	5日 (終了)	2日	6日	4日	1日	6日	10日	7日	7日
中空知法律 相談センター 午後1時30分～3時30分	19日	16日	20日	18日	15日	20日	17日	21日	
札幌弁護士会 午後1時30分～3時30分	27日				29日				